

箕面市特設水道設置管理要綱

(平成二十六年二月五日訓令第一号)

改正 令和五年九月五日訓令第六十四号

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府特設水道条例(昭和三十三年大阪府条例第三十号。以下本則において「条例」という。)第十五条の規定による特設水道(条例第二条第一項に規定する特設水道をいう。以下同じ。)の布設及び管理に係る事務処理に関し、条例及び大阪府特設水道条例施行規則(昭和三十三年大阪府規則第七十四号。以下本則において「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特設水道の布設工事の設計確認申請等)

第二条 条例第五条第二項の申請書は、特設水道布設工事設計確認申請書(様式第一号)とする。

(特設水道の給水開始前の届)

第三条 条例第六条に規定する給水開始前の届出は、特設水道給水開始前届出書(様式第二号)により行うものとする。

(特設水道の廃止及び変更届)

第四条 条例第七条前段に規定する特設水道の廃止の届出は、特設水道廃止届出書(様式第三号)により行うものとする。

2 条例第七条後段及び規則第五条に規定する特設水道の変更の届出は、特設水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届出書(様式第四号)により行うものとする。

(委任)

第五条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年訓令第六十四号）

この要綱は、訓令の日から施行する。